

公安委員会規程第4号

運転免許行政処分規程を次のように定める。

昭和44年9月14日

埼玉県公安委員会委員長

運転免許行政処分規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）及び埼玉県道路交通法施行細則（昭和41年埼玉県公安委員会規則第2号）に定めるもののほか、法第90条に規定する運転免許の拒否、保留等、法第103条に規定する運転免許の取消し、効力の停止等、法第104条の2の3に規定する効力の停止等、法107条の5に規定する国際運転免許証及び外国運転免許証（以下「国際運転免許証等」という。）に係る自動車等の運転の禁止（以下これらを「行政処分」という。）並びに法第108条の2第3号に規定する免許の効力の停止を受けた者に対する講習（以下「講習」という。）に関し、その適正を図るため必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和47年第2号、50年第2号、平成6年第3号、10年第1号、21年第8号、
26年第6号〕

(報告)

第2条 交通部交通機動隊長、同部高速道路交通警察隊長及び同部運転免許本部運転管理課長並びに警察署長は、行政処分に係る事案を認知したときは、行政処分に必要な事項を、速やかに警察本部長（以下「本部長」という。）に報告しなければならない。

一部改正〔昭和45年第2号、50年第2号〕、全部改正〔昭和51年第2号〕、一部改正〔昭和63年第4号、12年第8号、22年第2号〕

(処分の移送)

第3条 法第103条第3項に定める処分移送通知書の送付は、当該処分移送に係る事案の証明に必要な関係書類を添付して行なうものとする。

一部改正〔昭和51年第2号〕、一部改正〔平成14年第6号、21年第8号〕

(行政処分の量定)

第4条 法第90条、第103条、第104条の2の3又は第107条の5の規定に基づく令第33条の2、第33条の3、第33条の4、第38条、第39条の2又は第40条に規定する行政処分の処分量定基準は、拒否、取消し及び6月を超える国際運転免許証等を所持する者の自動車等の運転の禁止については、法及び令の定めるとおりとし、その他の処分量定基準は、別記「運転免許の効力の停止等の処分量定基準」のとおりとする。

全部改正〔昭和45年第2号〕、一部改正〔昭和45年第4号、50年第2号、51年第2号、52年第6号、平成6年第3号、14年第6号、21年第8号、26年第6号〕

(行政処分の上申及び決定)

第5条 本部長は、行政処分を行うべき者があるときは、その定めるところにより必要な事項を調査し、速やかに公安委員会に上申しなければならない。ただし、埼玉県公安委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成4年埼玉県公安委員会規則第5号）に規定する行政処分を行うべき者があるときは、その定めるところにより必要な事項を調査し、速やかに処分の決定を行わなければならない。

追加〔昭和51年第2号〕、一部改正〔平成6年第3号〕

(執行の停止及び解除)

第6条 本部長は、次の各号に掲げる場合においては、必要と認める期間、行政処分の執行を停止することができる。

(1) 行政処分の執行に当たり、当該行政処分に係る者がこれについて不服がある旨を申し述べたとき。

(2) 当該行政処分について行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定による審査請求があったとき。

(3) その他本部長が必要と認めたとき。

2 本部長は、法第 104 条の 2 の 3 に規定する免許の効力の停止を受けた者が、法第 103 条第 1 項第 1 号、第 1 号の 2 又は第 3 号のいずれにも該当しないことが明らかになったときは、当該処分を解除しなければならない。

一部改正〔平成 6 年第 3 号、12 年第 8 号、21 年第 8 号、26 年第 6 号、28 年第 6 号〕

（講習）

第 7 条 運転免許の行政処分を受けた者に対する講習は、別に定めるところにより行なうものとする。

一部改正〔平成 6 年第 3 号〕

（本部長への委任）

第 8 条 この規程を実施するため必要な細目事項は、本部長が定めることができる。

全部改正〔昭和 51 年第 2 号〕、一部改正〔平成 6 年第 3 号、12 年第 8 号〕

附 則

1 この規程は、昭和 44 年 10 月 1 日から施行する。

2 運転免許行政処分規程（昭和 39 年埼玉県公安委員会規程第 2

号）は、廃止する。

附 則（昭和 45 年 5 月 13 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 45 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 45 年 8 月 1 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 45 年 8 月 20 日から施行する。

附 則（昭和 47 年 4 月 5 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 47 年 4 月 5 日から施行する。

附 則（昭和 49 年 10 月 2 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 49 年 10 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 50 年 7 月 16 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 50 年 7 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 51 年 6 月 9 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 51 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（昭和 52 年 11 月 16 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、昭和 52 年 11 月 16 日から施行する。

附 則（昭和 53 年 11 月 22 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 53 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 54 年 5 月 23 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 54 年 5 月 23 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 6 月 4 日公安委員会規程第 1 号）

この規程は、昭和 55 年 6 月 4 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 10 月 22 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 55 年 12 月 24 日公安委員会規程第 5 号）

1 この規程は、昭和 56 年 1 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前にした違反行為に対する行政処分の処分量定基準の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 7 月 22 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 56 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 12 月 6 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 62 年 3 月 11 日公安委員会規程第 3 号）

この規程は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 63 年 12 月 7 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 年 12 月 28 日公安委員会規程第 4 号）

この規程は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 年 11 月 13 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 3 年 11 月 13 日から施行し、平成 3 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 4 月 27 日公安委員会規程第 3 号抄）

- 1 この規程は、平成 6 年 5 月 10 日から施行する。

附 則（平成 10 年 3 月 31 日公安委員会規程第 1 号）

- 1 この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に違反行為をしたことを理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止若しくは運転免許を受けることができない期間の指定又は運転の禁止の基準については、改正後の運転免許行政処分規程別記の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 10 年 9 月 29 日公安委員会規程第 2 号抄）

- 1 この規程は、平成 10 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 12 年 9 月 29 日公安委員会規程第 8 号）

- 1 この規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 5 月 15 日公安委員会規程第 6 号抄）

- 1 この規程は、平成 14 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行前に違反行為をしたことを理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止若しくは運転免許を受けることができない期間の指定又は運転の禁止の基準については、改正後の運転免許行政処分規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 略

附 則（平成 21 年 5 月 29 日公安委員会規程第 8 号）

- 1 この規程は、平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前にした行為を理由とする運転免許の拒否、保留、取消し若しくは効力の停止若しくは運転免許を受けることができない期間の指定又は運転の禁止の基準については、改正後の運転免許行政処分規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 12 日公安委員会規程第 2 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 5 月 30 日公安委員会規程第 6 号）

1 この規程は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

2 この規程の施行前にした行為を理由とする運転免許の取消し若しくは効力の停止又は運転の禁止の基準については、改正後の運転免許行政処分規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年 3 月 23 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 29 日公安委員会規程第 8 号）

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 6 月 30 日公安委員会規程第 7 号）

この規程は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 12 月 11 日公安委員会規程第 6 号）

この規程は、令和 6 年 12 月 12 日から施行する。

別記

(第4条関係)

運転免許の効力の停止等の処分量定基準

第1 運転免許の効力の停止等の処分量定基準

- 1 点数制度による運転免許の効力の停止等の処分の基本量定（4に規定するものを除く。）

- (1) 運転免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号イ）に該当する者

一般違反行為（令第33条の2第1項第1号の一般違反行為をいう。以下同じ。）に係る累積点数（令第33条の2第3項の累積点数をいう。以下同じ。）が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じそれぞれの同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより、運転免許（以下「免許」という。）の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次表の左欄及び中欄に掲げる区分に応じそれぞれ右欄に掲げる期間とする。

《表 Table1.rtf へのリンク》

前 歴 の 回 数	累 積 点 数	期 間
前歴がない者	6点、7点、8点	30日
	9点、10点、11点	60日
	12点、13点、14点	90日
前歴が1回である者	4点、5点	60日
	6点、7点	90日
	8点、9点	120日
前歴が2回である者	2点	90日

		3 点	120 日
		4 点	150 日
前歴が 3 回以上である者	3 回である者	2 点	120 日
		3 点	150 日
	4 回以上である者	2 点	150 日
		3 点	180 日
(注) 前歴とは、令別表第 3 の備考の 1 に規定する前歴をいう。以下同じ。			

(2) 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は 6 月を超えない範囲内の期間の自動車及び一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転の禁止の基準（令第 33 条の 2、第 33 条の 3 又は第 40 条）に該当する者

前記(1)の表は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は 6 月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者の処分 の基本量定について準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（運転免許試験に合格した者で、当該試験に係る免許以外の免許を現に受けている者又は国際運転免許証等を現に所持しているもの（以下「他免許等既得者」という。）を除く。）については、前記(1)の表に掲げる期間から、当該処分の理由となった一般違反行為をした日（令第 33 条の 2 第 4 号各号に掲げる者については、当該各号に定める日）から当該処分の日までの既に経過した期間をそれぞれ除いた残り期間を処分期間とするものとする。

2 点数制度によらない免許の効力の停止等の処分の基本量定（3 及び 4 に規定するものを除く。）

(1) 免許の効力の停止の基準（令第 38 条第 5 項第 2 号ロ又はハ）に該当する者

重大違反唆し等若しくは道路外致死傷又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定の期間は、次のとおりとする。

ア 重大違反唆し等・道路外致死傷（令第 38 条第 5 項第 2 号ロ）

(ア) 令別表第 4 第 4 号に掲げる重大違反唆し等をしたときは、次表の左欄に掲げる重大違反の種別に応じ、それぞれ右欄に掲げる期間

《表 Table2.rtf へのリンク》

重 大 違 反 の 種 別	期 間
酒気帯び（0.25 未満）速度超過（25 未満）等、酒気帯び運転（0.25 未満）、大型自動車等無資格運転、仮免許運転違反又は速度超過（50 以上）	90 日以上
速度超過（30（高速 40）以上 50 未満）、積載物重量制限超過（大型等 10 割以上）、無車検運行、無保険運行又は携帯電話使用等（交通の危険）	30 日以上
（注）重大違反の種別は、令別表第 2 の 1 の表に定める点数が 6 点から 14 点までの違反行為の種別をいう。	

(イ) 令別表第 4 第 4 号に掲げる道路外致死傷をしたときは、次表の左欄に掲げる道路外致死傷の種別に応じ、中欄又は右欄に掲げる期間

なお、処分の基本量定の期間は、当該事故が法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する道路（以下「道路」という。）におけるものであった場合において、その処分が令第 38 条第 5 項第 1 号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは 180

日の期間、同項第 2 号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは前記

1 (1) の表に定める基本量定に準じた期間とする。

《表 Table3.rtf へのリンク》

道路外致死傷の種別	専ら当該道路 外致死傷をし た者の不注意 によるもので ある場合にお ける期間	中欄に規定す る場合以外の 場合における 期間
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷 の治療に要する期間が 3 か月以上であるもの 又は後遺障害が存するもの	—————	60 日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷 の治療に要する期間が 30 日以上 3 か月未満で あるもの（後遺障害が存するものを除く。）	60 日以上	30 日以上
人の傷害に係る道路外致死傷で負傷者の負傷 の治療に要する期間が 15 日以上 30 日未満で あるもの（後遺障害が存するものを除く。）	30 日以上	30 日以上

(注) 1 負傷者の負傷の治療に要する期間は、当該負傷者の数が2人以上である場合にあっては、これらの者のうち最も負傷の程度が高い者の負傷の治療に要する期間をいう。イ(オ)において同じ。

2 後遺障害とは、当該負傷者の負傷が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体の障害で運転免許の拒否等の処分の基準に係る身体の障害の程度を定める規則（平成14年国家公安委員会規則第14号）で定める程度のものをいう。

イ 危険性帯有（令第38条第5項第2号ハ）

次に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、それぞれの行為ごとに定める期間

(ア) 自動車等の使用者その他自動車の装置の整備について責任を有する者が次表の左欄に掲げる一般違反行為をさせたときは、右欄に掲げる期間

《表 Table4.rtf へのリンク》

一般違反行為の種別	期 間
整備不良（制動装置等）又は整備不要（尾灯等）	30 日以上

(イ) 自動車の使用者（安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を直接管理する地位にある者を含む。3において「使用者等」という。）がその者の業務に関し、自動車の運転者に対し、次表の左欄に掲げる違反行為を命じ、又は自動車の運転者が

これらの行為をすることを容認したとき（令第38条第5項第1号ロ又は第2号ロに該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

《表 Table5.rtf へのリンク》

違 反 行 為 の 種 別	期 間
酒気帯び（0.25 以上）、過労運転等、無免許運転、酒気帯び（0.25 未満）速度超過（50 以上）等、酒気帯び（0.25 未満）速度超過（30（高速 40）以上 50 未満）等、酒気帯び（0.25 未満）速度超過（25 以上 30（高速 40）未満）等、酒酔い運転又は麻薬等運転	180 日
酒気帯び（0.25 未満）速度超過（25 未満）等、酒気帯び（0.25 未満）、大型自動車等無資格運転又は速度超過（50 以上）	90 日以上

速度超過（30（高速 40）以上 50 未満）、積載物重量制限超過（大型等 10 割以上）、速度超過（25 以上 30（高速 40）未満）、放置駐車違反（駐停車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等 5 割以上 10 割未満）、積載物重量制限超過（普通等 10 割以上）、速度超過（20 以上 25 未満）、放置駐車違反（駐車禁止場所等）、積載物重量制限超過（大型等 5 割未満）、積載物重量制限超過（普通等 5 割以上 10 割未満）、速度超過（20 未満）又は積載物重量制限超過（普通等 5 割未満）	30 日以上
（注） 違反行為とは、一般違反行為及び特定違反行為（令第 33 条の 2 第 2 項第 1 号の特定違反行為をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。	

（り） 交通事故があった場合において、唆して次表の左欄に掲げる措置義務違反をさせ、若しくは当該違反をした場合に助け、又は自動車の運転者以外の乗務員が左欄に掲げる措置義務違反をしたとき（令第 33 条の 2 の 3 第 4 項第 2 号に係る重大違反唆し等に該当する場合を除く。）は、それぞれの区分に応じ右欄に掲げる期間

《表 Table6.rtf へのリンク》

措 置 義 務 違 反 の 種 別	期 間
人の死亡又は傷害に係る交通事故を起こした場合における救護措置義務違反	180 日
物の損壊に係る交通事故を起こした場合における危険防止措置義務違反	30 日以上

(注) 措置義務違反は、法第 72 条第 1 項前段の規定に違反する行為をいう。

- (エ) 道路運送車両法第 58 条第 1 項又は自動車損害賠償保障法第 5 条の規定に違反する行為をしたとき（その者が自動車等を運転して当該規定に違反する行為をしたとき及び令第 38 条第 5 項第 2 号ロに該当する場合を除く。）は、30 日以上の期間
- (オ) 道路以外の場所で、自動車等を運転し、
 - a 故意により建造物を損壊したときは、180 日の期間
 - b 人を負傷させ（故意によるもの、負傷の治療に要する期間が 15 日以上であるもの及び後遺障害が存するものを除く。）、又は建造物を損壊したとき（故意によるものを除く。）は、当該事故が道路におけるものであった場合において、その処分が令第 38 条第 5 項第 1 号に掲げる免許の取消しの基準に該当するものであるときは、180 日の期間、同項第 2 号に掲げる免許の停止の基準に該当するものであるときは、前記 1 (1)に定める基本量定の期間に準じた期間
- (カ) 自動車等の運転を利用して、著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれのある犯罪を犯したときは、30 日以上の期間
- (キ) 免許の効力の停止の期間中に該当免許を失効させた者又は再試験に係る免許の取消しを受けた者が、当該免許の効力を停止することとされていた期間が経過しない間に免許を受けたときは、当該処分の日を起算日とする処分の残期間
- (ク) 免許証を偽造し、若しくは変造したとき又はこれらの行為に関与したときは、60 日以上の期間
- (ケ) 不正の手段で免許又は免許証を取得し、若しくは取得しようとしたとき又はこれらの行為に関与したときは、60 日以上の期間
- (コ) 前各号に掲げる場合のほか、その者が自動車等を運転することが道路における

交通の危険を生じさせるおそれがあると認められる行為をしたときは、30 日以上の期間

- (2) 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準（令第 33 条の 2 又は令第 33 条の 3）に該当する者

前記(1)アに掲げる基本量定の期間は、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の基本量定について準用する。

なお、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、前記(1)アに掲げる基本量定の期間から、当該処分の理由となった重大違反唆し等又は道路外致死傷をした日（令第 33 条の 2 第 4 項各号に掲げる者については、当該各号に定める日とする。）から当該処分の日までの既に経過した期間をそれぞれ除いた期間を処分期間とするものとする。

この場合において、重大違反唆し等をした日は、唆した日又は助けた日とするものとする。

3 麻薬、覚醒剤等の使用等をした者等に対する免許の効力の停止の処分量定基準

次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第 38 条第 5 項第 2 号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

《表 Table7.rtf へのリンク》

区 分	期 間
-----	-----

法定の除外事由なしに麻薬、覚醒剤等の使用等をした者、法定の除外事由なしに使用等の目的で麻薬、覚醒剤等を所持した者等で、反復して麻薬、覚醒剤等の使用等をするおそれがあるもの	180 日
免許を受けた者に対し、法定の除外理由なしに麻薬、覚醒剤等の譲渡し等をした者	
自動車の使用者等で、その者の業務に関し、自動車の運転者に対し、麻薬、覚醒剤等の使用等をして自動車を運転することを命じ、又は自動車の運転者がこれらの行為をすることを容認した者（令第 38 条第 5 項第 1 号ロに該当する場合を除く。）	90 日以上
麻薬、覚醒剤等の使用等をした者に対し、唆して自動車等を運転させ、若しくはこれを助け、又は自動車等を運転する者に対し、唆して麻薬、覚醒剤等の使用等をさせ、若しくはこれを助けた者	

- (注) 1 麻薬とは、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 号。以下「麻向法」という。）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する麻薬をいう。
- 2 大麻とは、大麻草の栽培の規制に関する法律（昭和 23 年法律第 124 号）第 2 条第 2 項に規定する大麻をいう。
- 3 あへんとは、あへん法（昭和 29 年法律第 71 号）第 3 条に規定するあへん又はけしがらをいう。
- 4 覚醒剤とは、覚醒剤取締法（昭和 26 年法律第 252 号）第 2 条に規定する覚醒剤又は覚醒剤原料をいう。
- 5 麻薬、覚醒剤等の使用等とは、麻薬若しくは覚醒剤を自己に使用し、又は施用を受け、あへんを吸食することをいう。ただし、大麻草から製造された医薬品（テトラヒドロカンナビール類を含有するもの）を麻向法の免許制度の下で適正に施用を受ける場合を除く。
- 6 麻薬、覚醒剤等の護渡し等とは、次に掲げる行為（未遂を含む。）をいう。
- (1) ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬を護り渡し、交付し、又は他人に施用すること。

(2) (1)以外の麻薬を譲渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

(3) 大麻又はあへんを譲渡すること。

(4) 覚醒剤を譲渡し、施用のため交付し、又は他人に施用すること。

4 暴走行為者等に対する運転免許の効力の停止等の処分量定基準

(1) 点数制度による免許の効力の停止の処分量定

ア 免許の効力の停止の基準（令第38条第5項第2号イ）に該当する者

自動車等の運転者が道路において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、集団の勢力をかりて行う速度超過、信号無視、整備不良等の違反行為（共同危険行為等禁止違反及び共同危険行為等禁止違反行為と同時にした違反行為を除く。以下「暴走行為」という。）に係る累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の第7欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなった者の処分の量定の期間は、1(1)の表に掲げる基本量定の期間にそれぞれ30日を加えた期間とし、その期間が180日を超える場合は180日とする。

イ 免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止又は6月を超えない範囲内

の期間の自動車等の運転禁止の基準（令第33条の2、第33条の3又は第40条）に

該当する者

前記アに掲げる基本量定の期間は、免許の保留、免許を与えた後における免許の効力の停止及び6月を超えない範囲内の期間の自動車等の運転の禁止の処分の基本量定に準用する。

なお、免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の処分の基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）については、前記アに掲げる基本量定の期間から、当該処分の理由となった違反行為をした日（令第33条の2第4項各号に掲げる者につい

ては、当該各号に定める日とする。) から当該処分の日までの既経過した期間をそれぞれ除いた期間を処分期間とするものとする。

(2) 点数制度によらない免許の効力の停止の処分の処分量定

次表の左欄に掲げる行為をした者が、自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあるときは、令第 38 条第 5 項第 2 号ハの規定による免許の効力の停止を行うこととし、その処分の基本量定の期間は、それぞれ右欄に掲げる期間とする。

《表 Table8.rtf へのリンク》

区 分	期 間
他人を指揮して暴走行為をさせたとき又は暴走行為を率先助勢したとき	180 日
2 人以上の自動車等の運転者が道路以外の場所において 2 台以上の自動車等を連ねて通行させ、又は並進させる場合において、共同して、著しく他人の生命又は身体の危険を生じさせ、又は著しく他人に迷惑を及ぼすこととなる行為をしたとき	

道路若しくは公園、海水浴場、駅構内等の道路以外の公共の場所において2台以上の自動車等を連ねて通行させ、若しくは並進させる機会において自動車等の運転者若しくは同乗者により集団の勢力をかりて行われる石、ガラスびん、金属片その他人若しくは車両等を損傷するおそれのある物件を投げ、若しくは発射する行為若しくは暴行、傷害、器物毀棄等の行為で道路における交通の危険を生じさせるおそれのあるもの（以下「集団走行暴力行為」という。）をしたとき又は唆して集団走行暴力行為をさせ、若しくはこれを助けたとき	90 日以上
共同危険行為等禁止違反が行われることを知りながら当該違反に係る自動車等にその集団の一員として乗車していたとき（令第38条第5項第1号ロに該当する場合を除く。）	

(1) 共同危険行為等禁止違反を行うおそれがある集団（以下「暴走集団」という。）に参加した運転者が、道路における当該暴走集団の通行に際し、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 11 条第 5 項、第 19 条、第 36 条（第 73 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 73 条第 1 項（第 97 条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）又は第 98 条第 1 項若しくは第 3 項（不正使用に関する部分に限る。）の規定に違反する行為をしたとき (2) 暴走集団に参加している運転者を指揮して(1)に規定する 行為をさせたとき	60 日以上
---	---------------

5 違反者講習を受講しなかった者に対する免許の効力の停止の停止等の処分量定基準

法第 108 条の 3 の 2 の通知を受けた者で法第 102 条の 2 の期間内に同条に規定する違反者講習を受講しなかった者が、違反者講習の理由となった一般違反行為以外に一般違反行為を行っていた場合において、一般違反行為に係る累積点数が令別表第 3 の 1 の表の第 1 欄に掲げる区分に応じて、それぞれ同表の第 7 欄に掲げる点数に達したことにより免許の効力の停止の基準に該当することとなったときの処分の基本量定の期間は、1 (1) の表に掲げる基本量定の期間にそれぞれ 30 日を加えた期間とする。

6 処分量定に関する特例

- (1) 一般違反行為をしたことを理由とする免許の効力の停止等の処分を猶予された者がその後違反行為をしたときは、処分を猶予されなかったときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。

- (2) 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により違反行為又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷（以下「違反行為等」という。）の発生の順に処分を行うことができなかったときは、違反行為等の発生の順に処分が行われたときと比較して、処分の均衡を失せず、かつ、その処分が過重にならないように処分量定を行うものとする。
- (3) 処分を受ける者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れた場合で、その者が 当該処分の理由となった違反行為等の日以後違反行為等をしないで免許を受けていた期間（免許の効力が停止されていた期間を除く。以下同じ。）が通算して 1 年を経過しているものであるときは、その実績等を考慮して処分量定を行うものとする。
- (4) 前歴のある者の処分の場合で、その者が当該前歴の事由となった違反行為をした日以後、違反行為等をしないで免許を受けていた期間が通算して 1 年に近い期間を経過しているものであるときは、その実績、その後にした違反行為の危険性等を考慮して処分量定を行うものとする。
- (5) 前歴のある者の処分の場合で、当該前歴がその者の責に帰すべき理由以外の理由により処分が遅れたことによるものであるときは、通常の手続の範囲の期間内に処分が行われたときに比し、処分が過重にならないよう処分量定を行うものとする。

一部改正〔昭和 54 年第 4 号、55 年第 1 号、56 年第 4 号、62 年第 3 号、平成 2 年第 4 号、6 年第 3 号、10 年第 1 号・第 2 号、14 年第 6 号、21 年第 8 号、26 年第 6 号〕

第 2 処分の軽減及び処分の猶予

1 取消し等の処分の軽減

一般違反行為をしたことを理由として処分する場合の累積点数が令別表第 3 の 1 の表の第 1 欄に掲げる区分に応じ同表の第 2 欄から第 6 欄までに掲げる点数に達し、若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分する場合の累積点数が令別表第 3 の 2 の表の第 1 欄に掲げる区分に応じ同表第 2 欄から第 9 欄までに掲げる点数に達し、又は令別表第 4 第 1 号から第 3 号までに掲げる行為をし、若しくは令別表第 5 第 1 号から第 4 号までに掲げる行為をしたことにより、免許の取消し、拒否又は 1 年以上 10 年を超えない範囲内の期間の自動

車等の運転の禁止の処分基準に該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、それぞれ次の区分により処分を軽減することができるものとする。

(1) 免許の取消し（免許を与えた後における免許の取消しを除く。）の処分基準に該当する者

ア 一般違反行為若しくは特定違反行為をしたことを理由として処分を行う場合（イに該当する場合を除く。）又は重大違反唆し等若しくは道路外致死傷を理由として処分を行う場合で、令第38条第6項又は第7項に規定する免許を受けることができない期間（以下「欠格期間」という。）が2年以上に該当するときは当該期間から1年を減じた期間に、欠格期間が1年に該当するときは180日の免許の効力の停止に軽減することができる。

イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が2年に該当するときは180日の免許の効力の停止、当該期間が1年に該当するときは150日の免許の効力の停止に軽減することができる。

(2) 免許の拒否及び免許を与えた後における免許の取消し（以下「免許の拒否等」という。）の処分基準に該当する者（他免許等既得者を除く。）

ア 令第33条の4第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により、当該処分の理由となった行為をした日（令第33条の4第3項において準用する令第33条の2第4項各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日をいう。以下同じ。）から起算して、欠格期間が2年以上を経過するまでの期間に該当するときは当該期間から1年を減じた期間に、欠格期間が1年を経過するまでの期間に該当するときは、処分の理由となった行為をした日から180日を経過するまでの期間の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。

なお、これらの期間計算の結果、1年を減じた後の欠格期間又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に

係る期間が既に経過している場合は、免許の拒否等及び欠格期間の指定又は免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分を行う場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から2年を経過するまでの期間に該当するときは180日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止、欠格期間が処分の理由となった行為をした日から1年を経過するまでの期間に該当するときは150日の免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止に軽減することができる。

なお、これらの期間計算の結果、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止に係る期間が既に経過している場合は、免許の保留若しくは免許を与えた後における免許の効力の停止をしないものとする。

(3) 自動車等の運転の禁止の処分基準に該当する者

ア 令第40条第1項第2号若しくは第3号又は同条第2項第1号若しくは第2号の規定により、自動車等の運転を禁止される期間が2年以上に該当するときは当該期間から1年を減じた期間の自動車等の運転の禁止に、自動車等の運転を禁止される期間が1年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

イ 前歴を有しない者が安全運転義務違反をし、よって交通事故を起こしたことを理由に処分する場合で、その者の不注意の程度が極めて軽微であり、かつ、交通事故が専ら相手側の不注意によって発生したものであるときは、自動車等の運転を禁止される期間が2年に該当するときは180日の自動車等の運転の禁止に、自動車等の運転を禁止される期間が1年に該当するときは150日の自動車等の運転の禁止に軽減することができる。

2 停止等の処分の軽減及び猶予

一般違反行為をしたことを理由として処分する場合の累積点数が令別表第3の1の表の第1欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の第7欄に掲げる点数に達し、若しくは令別表第4の第4号に掲げる行為をしたことにより免許の効力の停止、免許の保留若しくは6月を超えない範囲内の自動車等の運転の禁止の基準に該当することとなった者又は危険性帯有により免許の効力の停止の基準に該当することとなった者（以下「処分予定者」という。）において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、その者に係る前記第1において規定する処分の基本量定の期間から30日又は60日（前歴のある者については30日に限る。）を減じた期間に処分を軽減することができるものとする。

また、処分の基本量定の期間が30日又は60日に該当する者（法第108条の3の2の通知を受けた者で法第102条の2の期間内に同条に規定する違反者講習を受けなかったものを除く。）において、前記特段の事情がある場合は、処分を猶予することができるものとする。

第3 停止等の処分の期間の短縮

法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受講した者の法第90条第12項又は第103条第10項の規定に基づく処分期間の短縮は、考査の成績が50パーセント以上の者に対しては受講態度を加味して改善効果を評価した上で、次表に基づいて行うものとし、50パーセント未満の者に対しては行わないものとする。ただし、考査の成績が50パーセント未満の者からの申出に係る再考査の成績が50パーセント以上であるときは、考査の成績が50パーセント以上の者に準じて処分期間の短縮を行うことができるものとし、この場合における短縮日数は、次表の考査成績が可の場合の短縮日数を超えてはならないものとする。

一部改正〔昭和60年第4号、62年第3号、平成6年第3号、10

年第1号・第2号、14年第6号、21年第8号〕

《表 Table9.rtf へのリンク》

受講者			考査成績別短縮日数		
処 分 区 分	講習区分	処分日数	優	良	可
免許の効力 の停止	短期講習	30	29	25	20
	中期講習	60	30	27	24
自動車等の 運転の禁止	長期講習	90	45	40	35
		120	60	50	40
		150	70	60	50
		180	80	70	60
免許の保留	短期講習	39 以下	受講日を除い た日数	処分日数の 80%に当たる 日数	処分日数の 70%に当たる 日数
免許を与え た後におけ る免許の効 力の停止	中期講習	40～89	処分日数の 50%に当たる 日数	処分日数の 45%に当たる 日数	処分日数の 40%に当たる 日数

	長期講習	90～180	処分日数の 45%に当たる 日数	処分日数の 40%に当たる 日数	処分日数の 35%に当たる 日数
(注) 1 考査成績の優は 85%以上の成績、良は 70%以上の成績、可は 50%以上の成績とする。 2 免許の保留又は免許を与えた後における免許の効力の停止の短縮日数を算出する場合において、1 日未満の端数は切り捨てるものとする。 3 受講態度が不良で改善効果が低いと認めた者の短縮日数については、当該本人の考査成績に係る短縮日数を下回るものとすることができる。この場合において、考査成績が優の者の短縮日数にあつては良に係る短縮日数を、良の者の短縮日数にあつては可に係る短縮日数をそれぞれ下回らないものとする。 4 令 33 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく保留処分の短縮日数は、当該処分と同時に行われる免許の効力の停止等の処分の短縮日数と同じとする。					